

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）  
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前（令和元年10月18日閣議決定）	備考
<p>公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針</p> <p><u>公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 目次</u></p> <p><u>第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項</u></p> <p><u>第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針</u></p> <p><u>1 発注関係事務の適切な実施</u></p> <p><u>（1）予定価格の適正な設定</u></p> <p><u>（2）災害時の緊急対応の充実強化</u></p> <p><u>（3）ダンピング受注の防止</u></p> <p><u>（4）計画的な発注、施工の時期の平準化</u></p> <p><u>（5）適正な工期設定及び適切な設計変更</u></p> <p><u>2 受注者等の責務に関する事項</u></p> <p><u>3 技術的能力の審査の実施に関する事項</u></p> <p><u>（1）有資格業者名簿の作成に際しての資格審査</u></p> <p><u>（2）個別工事に際しての競争参加者の技術審査</u></p> <p><u>（3）中長期的な技術的能力の確保に関する審査等</u></p> <p><u>4 多様な入札及び契約の方法</u></p> <p><u>（1）競争参加者の技術提案を求める方式</u></p> <p><u>（2）段階的選抜方式</u></p> <p><u>（3）技術提案の改善</u></p> <p><u>（4）技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）</u></p>	<p>公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針</p>	

- 35 (5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格  
36 (6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式等  
37 (7) 競争が存在しないことの確認による方式  
38 5 中立的かつ公正な審査・評価の確保に関する事項  
39 6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項  
40 7 発注関係事務の環境整備に関する事項  
41 8 調査等の品質確保に関する事項  
42 (1) 調査等における発注関係事務の適切な実施  
43 (2) 調査等における受注者等の責務に関する事項  
44 (3) 調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性  
45 格等に応じた入札及び契約の方法等  
46 9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用  
47 (1) 国・都道府県による支援  
48 (2) 国・都道府県以外の者の活用  
49 10 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施  
50 11 品質確保のための基盤整備  
51 (1) 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保  
52 等  
53 (2) 技術開発等の推進等  
54 12 施策の進め方  
55

56 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法  
57 律第18号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、公共工  
58 事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的  
59 な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに  
60 従い、法第10条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及  
61 び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要  
62 な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 63 第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

64 公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備  
65 するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、  
66 現在及び将来の国民のために確保されなければならない。  
67 建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できるこ

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法  
律第18号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、公共工  
事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的  
な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに  
従い、法第10条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及  
び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要  
な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備  
するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、  
現在及び将来の国民のために確保されなければならない。  
建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できるこ

と、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）等が生じてきた。また、通常、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向があり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。このため、工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、更には建設生産を支える技術・技能の承継が困難となっているという深刻な問題が発生している。このような状況の下、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が顕著となっている。予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択、競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等の発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者や、いわゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘されており、これも、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念の一つとなっている。さらに、各地で頻発する自然災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興、防災・減災、国土強靱化、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、これらを担い、地域の守り手となる建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。加えて、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることでできない罰則付きの時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」という。）が建設業にも適用された中、時間外労働規制の遵守を前提とした適正な工期の設定が求められるとともに、担い手の中長期的な育成及び確保の観点からも週休2日の確保の必要性が増している。こうしたことから、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を促進するための対策を講じる必要があ

と、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）等が生じてきた。また、通常、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向があり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。このため、工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、更には建設生産を支える技術・技能の承継が困難となっているという深刻な問題が発生している。このような状況の下、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が顕著となっている。予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択、競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等の発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者や、いわゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘されており、これも、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念の一つとなっている。さらに、各地で頻発する自然災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興、防災・減災、国土強靱化、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、これらを担い、地域の守り手となる建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。こうしたことから、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を促進するための対策を講じる必要がある。

第3条第9項

105 る。

106 また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあること  
107 から、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する  
108 高い技術力を有効に活用することが必要である。しかし、現在の入  
109 札及び契約の方法は、画一的な運用になりがちである、民間の技術  
110 やノウハウを必ずしも最大限活用できていない、受注競争の激化に  
111 よる地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に必ずし  
112 も十分な対応ができていない等の課題が存在する。

113 このような観点に立つと、現在及び将来の公共工事の品質確保を  
114 図るためには、発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品  
115 質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事  
116 の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の  
117 発注関係事務を適切に実施することが必要である。

118 また、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を  
119 有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格  
120 以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容  
121 の契約がなされることも重要である。こうした契約がなされるため  
122 には、発注者が、事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の  
123 技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提  
124 案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に  
125 加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価  
126 の高い者を落札者とすることが基本となる。加えて、発注者は、工  
127 事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の中長期的な技術的能  
128 力の確保に関する審査等を適切に行うよう努めることも必要である  
129 。

130 さらに、工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維  
131 持管理により、公共工事の目的物の品質を将来にわたって確保する  
132 必要がある。加えて、地域において災害対応を含む維持管理が適切  
133 に行われるよう、地域の実情を踏まえつつ、地域における担い手が  
134 育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関  
135 する工事が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることが必要  
136 である。

137 これらにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が  
138 中長期的に確保され、また、これらの者が公共工事を施工すること  
139 となることにより、現在及び将来の公共工事の目的物の品質が確保

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあること  
から、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する  
高い技術力を有効に活用することが必要である。しかし、現在の入  
札及び契約の方法は、画一的な運用になりがちである、民間の技術  
やノウハウを必ずしも最大限活用できていない、受注競争の激化に  
よる地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に必ずし  
も十分な対応ができていない等の課題が存在する。

このような観点に立つと、現在及び将来の公共工事の品質確保を  
図るためには、発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品  
質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事  
の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の  
発注関係事務を適切に実施することが必要である。

また、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を  
有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格  
以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容  
の契約がなされることも重要である。こうした契約がなされるため  
には、発注者が、事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の  
技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提  
案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に  
加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価  
の高い者を落札者とすることが基本となる。加えて、発注者は、工  
事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の中長期的な技術的能  
力の確保に関する審査等を適切に行うよう努めることも必要である  
。

さらに、工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維  
持管理により、公共工事の目的物の品質を将来にわたって確保する  
必要がある。加えて、地域において災害対応を含む維持管理が適切  
に行われるよう、地域の実情を踏まえつつ、地域における担い手が  
育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関  
する工事が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることが必要  
である。

これらにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が  
中長期的に確保され、また、これらの者が公共工事を施工すること  
となることにより、現在及び将来の公共工事の目的物の品質が確保

140 されることとなる。また、競争参加者の技術的能力の審査を行った  
141 場合には、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となること  
142 により生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正  
143 行為が未然に防止されることとなる。

144 さらに、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、  
145 技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されること  
146 となる。

147 加えて、民間企業の高度な技術提案がよりの確に活用された場合  
148 には、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の  
149 施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得ら  
150 れる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

151 さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われること  
152 で、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

153 公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及  
154 び診断を含む。）及び設計をいう。以下同じ。）についても、その  
155 品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、  
156 建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向  
157 上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査等の契  
158 約においても、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び  
159 確保に配慮しつつ、調査等の性格、地域の実情等に応じた入札及び  
160 契約の方法の選択その他の発注関係事務が適切に実施されること、  
161 その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がそ  
162 の者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること  
163 、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて  
164 技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこ  
165 と等を通じ、その品質を確保することが求められる。

166 公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、公共工事等（  
167 公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の入札  
168 及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確  
169 保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合  
170 等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、ダンピング  
171 受注が防止されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること  
172 等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければなら  
173 ない。

174 さらに、公共工事の品質確保において、工事等（工事及び調査等

されることとなる。また、競争参加者の技術的能力の審査を行った  
場合には、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となること  
により生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正  
行為が未然に防止されることとなる。

さらに、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、  
技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されるこ  
ととなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案がよりの確に活用された場合  
には、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の  
施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得ら  
れる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われること  
で、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及  
び診断を含む。）及び設計をいう。以下同じ。）についても、その  
品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、  
建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向  
上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査等の契  
約においても、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び  
確保に配慮しつつ、調査等の性格、地域の実情等に応じた入札及び  
契約の方法の選択その他の発注関係事務が適切に実施されること、  
その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がそ  
の者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること  
、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて  
技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこ  
と等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、公共工事等（  
公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の入札  
及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確  
保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合  
等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、ダンピング  
受注が防止されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること  
等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければなら  
ない。

さらに、公共工事の品質確保において、工事等（工事及び調査等

をいう。以下同じ。)の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することから、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることも必要である。

また、公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の受注者のみならずその下請業者として工事を施工する専門工事業者や調査等を実施する者、これらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても、対等な立場で公正に、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期で締結され、その代金ができる限り速やかに、かつ、労務費相当分については現金で支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

これらに加えて、将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠である。また、技術開発並びにその成果の普及及び実用化の推進がされるとともに、開発された技術が新たな技術として活用されることも必要である。このため、価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度等の要素を勘案して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。以下「総合的に価値の最も高い資材等」という。）の採用、公共工事等に関する技術の研究開発の推進や、調査等、施工、検査、維持管理の各段階における情報通信技術の活用（データの適切な引継ぎ及び効果的な活用を含む。）等の i-Construction の推進等を通じて建設生産プロセス全体における生産性の向上を図る必要がある。また、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるようにも適切に配慮するとともに、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮する必要がある。

をいう。以下同じ。)の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することから、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることも必要である。

また、公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の受注者のみならずその下請業者として工事を施工する専門工事業者や調査等を実施する者、これらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても、対等な立場で公正に、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期で締結され、その代金ができる限り速やかに、かつ、労務費相当分については現金で支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

これらに加えて、将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠である。このため、調査等、施工、検査、維持管理の各段階における情報通信技術の活用等の i-Construction の推進等を通じて建設生産プロセス全体における生産性の向上を図る必要がある。

第3条第9項

第3条第6項

第3条第12項ほか

第3条第13項

第3条第14項  
第3条第12項

210 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方  
211 針

212  
213 1 発注関係事務の適切な実施

214  
215 公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事  
216 の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、競争  
217 に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という  
218 。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成  
219 、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及  
220 び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の  
221 発注関係事務（新設の工事だけではなく、維持管理に係る発注関係  
222 事務を含む。）を適切に実施しなければならない。また、入札に関  
223 する事項を定めるに当たっては、地域における公共工事の品質確保  
224 の担い手の中長期的な育成及び確保の観点から、地域の実情を踏ま  
225 え、競争参加資格、規模等を適切に定めるものとする。

226  
227 （1）予定価格の適正な設定

228 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手となる人  
229 材を中長期的に育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能と  
230 するためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。  
231 このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる  
232 仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経  
233 済社会情勢の変化により、市場における最新の労務、資材、機材等  
234 の取引価格、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等  
235 に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災  
236 害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に  
237 係る当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対す  
238 る補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた  
239 損害の賠償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「災害協  
240 定に基づく災害応急対策工事等に係る保険契約」という。）の保険  
241 料、適正な工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行うもの  
242 とする。その際、労働安全衛生法令に基づき安全衛生を確保するた  
243 に必要な経費（以下「安全衛生経費」という。）及び建設業退職金  
244 共済制度の掛金についても的確に反映するものとする。また、この

210 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方  
211 針

212  
213 1 発注関係事務の適切な実施

214  
215 公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事  
216 の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、競争  
217 に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という  
218 。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成  
219 、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及  
220 び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の  
221 発注関係事務（新設の工事だけではなく、維持管理に係る発注関係  
222 事務を含む。）を適切に実施しなければならない。

226  
227 （1）予定価格の適正な設定

228 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手となる人  
229 材を中長期的に育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能と  
230 するためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。  
231 このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる  
232 仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経  
233 済社会情勢の変化により、市場における最新の労務、資材、機材等  
234 の取引価格、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等  
235 に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適  
236 正な工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。  
237 また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆ  
238 る歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。

第7条第1項第7号

第7条第1項第1号

245 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りに  
246 ついては、厳にこれを行わないものとする。さらに、総合的に価値  
247 の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するに当た  
248 っては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより  
249 、予定価格を適正に定めるものとする。

250 予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや  
251 入札に付そうとする工事と同種、類似の工事に入札不調・不落が生  
252 じているとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法に  
253 よっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があ  
254 ると認めるときは、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入  
255 札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥  
256 当性を適切に確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うこと、週  
257 休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等  
258 も含め、必要となる経費を適正に計上することなどにより適正な予  
259 定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努  
260 めるものとする。

261 国は、発注者が、最新の取引価格や法定福利費等を的確に反映し  
262 た積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金  
263 に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公  
264 共工事設計労務単価を適切に設定するとともに、法定福利費等の支  
265 払いに係る実態把握に努め、必要な措置を講ずるものとする。また  
266 、国は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保や  
267 市場の実態の的確な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため  
268 、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを行うものとする  
269 。

270 なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映  
271 、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の  
272 担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確  
273 保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが  
274 必要である。

#### 275 (2) 災害時の緊急対応の充実強化

277 災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者  
278 を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。また、  
279 その上で手続の透明性及び公正性の確保に努めることが必要である

予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや  
入札に付そうとする工事と同種、類似の工事に入札不調・不落が生  
じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定  
価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、  
予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から工事の  
全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認し  
つつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定価格の  
設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努めるもの  
とする。

国は、発注者が、最新の取引価格や法定福利費等を的確に反映し  
た積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金  
に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公  
共工事設計労務単価を適切に設定するとともに、法定福利費等の支  
払いに係る実態把握に努め、必要な措置を講ずるものとする。また  
、国は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保や  
市場の実態の的確な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため  
、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを行うものとする  
。

なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映  
、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の  
担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確  
保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが  
必要である。

#### (2) 災害時の緊急対応の充実強化

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者  
を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。また、  
その上で手続の透明性及び公正性の確保に努めることが必要である

第7条第1項第2号及び第  
6号

第7条第1項第3号

280 。このため、発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正  
281 性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に  
282 関する工事にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事  
283 にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及  
284 び契約の方法を選択するよう努めるものとする。また、災害復旧工  
285 事の緊急性に応じて随意契約等の入札及び契約の方法を選択する場  
286 合には、入札及び契約における手続の透明性及び公正性が確保され  
287 るよう、国は、運用に関するガイドラインを周知するなど必要な措  
288 置を講ずるものとする。

289 さらに、発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事が迅速  
290 かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和24年  
291 法律第100号）第27条の37に規定する建設業者団体その他の  
292 者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事の施工に関する協定  
293 の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者  
294 と連携を図るよう努めるものとする。この場合において、当該協定  
295 に基づき災害応急対策工事等の実施を要請するに当たっては、災害  
296 協定に基づく災害応急対策工事等に係る保険契約の保険料を的確に  
297 反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めるものとし  
298 る。

299 加えて、発注者は、災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発  
300 注又は契約の相手方の選定に関し、復旧・復興建設工事共同企業体  
301 （技術者・技能労働者の不足や建設工事需要の急増等への対応とし  
302 て、地域に精通している被災地域の地元の建設業者の施工力を強化  
303 するために結成される共同企業体をいう。以下同じ。）の活用に努  
304 めるとともに、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目  
305 的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者の  
306 活用に努めるものとする。

### （3）ダンピング受注の防止

309 ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働  
310 条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品  
311 質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施工する者  
312 が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するために  
313 必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある  
314 。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調

。このため、発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正  
性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に  
関する工事にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事  
にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及  
び契約の方法を選択するよう努めるものとする。また、災害復旧工  
事の緊急性に応じて随意契約等の入札及び契約の方法を選択する場  
合には、入札及び契約における手続の透明性及び公正性が確保され  
るよう、国は、運用に関するガイドラインを周知するなど必要な措  
置を講ずるものとする。

さらに、発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事が迅速  
かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和24年  
法律第100号）第27条の37に規定する建設業者団体その他の  
者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事の施工に関する協定  
の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者  
と連携を図るよう努めるものとする。

第7条第1項第1号

第7条第1項第9号

第7条第6項

### （3）ダンピング受注の防止

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働  
条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品  
質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施工する者  
が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するために  
必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある  
。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調

315 査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるもの  
316 とする。

査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるもの  
とする。

318 (4) 計画的な発注、施工の時期の平準化

(4) 計画的な発注、施工の時期の平準化

319 公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度  
320 末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで  
321 、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入  
322 が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中するこ  
323 となり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得  
324 しにくさ等につながることを懸念される。また、資材、機材等につ  
325 いても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることに  
326 よって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところであ  
327 る。

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度  
末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで  
、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入  
が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中するこ  
となり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得  
しにくさ等につながることを懸念される。また、資材、機材等につ  
いても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることに  
よって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところであ  
る。

328 公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた  
329 工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材  
330 、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化  
331 等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた  
工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材  
、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化  
等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

332 このため、発注者は、計画的に発注を行うとともに、工期が1年  
333 以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事について  
334 も、繰越明許費や債務負担行為の活用により翌年度にわたる工期設  
335 定を行う等の取組を通じて、施工の時期の平準化を図るものとする  
336 。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう  
337 、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して公共工事の中長期的  
338 な発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるものとする  
339 。

このため、発注者は、計画的に発注を行うとともに、工期が1年  
以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事について  
も、繰越明許費や債務負担行為の活用により翌年度にわたる工期設  
定を行う等の取組を通じて、施工の時期の平準化を図るものとする  
。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう  
、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して公共工事の中長期的  
な発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるものとする  
。

340 国は、地域における公共工事の施工の時期の平準化が図られるよ  
341 う、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設  
342 定等の取組について地域の実情等に応じた支援を行うとともに、施  
343 工の時期の平準化の取組の意義についての周知や好事例の収集・周  
344 知、発注者ごとの施工の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公  
345 表を行うなど、その取組を強力に支援するものとする。

国は、地域における公共工事の施工の時期の平準化が図られるよ  
う、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設  
定等の取組について地域の実情等に応じた支援を行うとともに、施  
工の時期の平準化の取組の意義についての周知や好事例の収集・周  
知、発注者ごとの施工の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公  
表を行うなど、その取組を強力に支援するものとする。

346 また、地方公共団体は、公共工事の施工の時期の平準化の推進に  
347 向け、入札及び契約担当部局、工事实施担当部局、財政担当部局そ  
348 の他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めるものとし  
349 る。

第30条

350  
351 (5) 適正な工期設定及び適切な設計変更

352 工事の施工に当たっては、用地取得や建築確認等の準備段階から  
353 、施工段階、工事の完成検査や仮設工作物の撤去といった後片付け  
354 段階まで各工程ごとに考慮されるべき事項があり、根拠なく短い工期  
355 が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられること  
356 から、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながる  
357 こととなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念  
358 される。

359 公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働  
360 の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が  
361 魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくこと  
362 に寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

363 このため、発注者は、公共工事に従事する者の労働時間その他の  
364 労働条件が適正に確保されるよう、工期に関する基準（令和2年7  
365 月20日中央建設業審議会決定・勧告）に基づき、公共工事に従事  
366 する者の休日、工事の施工に必要な準備期間、猛暑日を含む天候そ  
367 の他のやむを得ない事由により工事の施工が困難であると見込まれる  
368 日数、工事の規模及び難易度、地域の実情等を考慮し、適正な工期  
369 を設定するものとする。この場合において、発注者は、週休2日  
370 工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めるものとする。国及  
371 び地方公共団体等は、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働  
372 条件が適正に確保されるよう、時間外労働規制の遵守、週休2日  
373 の確保等を含む適正な工期設定を推進するものとする。

374 また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一  
375 致しない又は設計図書に示されていない施工条件について予期する  
376 ことができない特別な状態（天候によるものを含む。）が生じたに  
377 もかかわらず、適切に工期の変更等が行われない場合には、公共工  
378 事に従事する者の長時間労働につながりかねない。このため、発注  
379 者は、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、契約後に施  
380 工条件について予期することができない特別な状態が生じる等により  
381 、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変  
382 更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合に  
383 は、適切にこれらの変更を行うものとする。この場合において、工期  
384 が翌年度にわたることになったときは、繰越明許費の活用その他

(5) 適正な工期設定及び適切な設計変更

工事の施工に当たっては、用地取得や建築確認等の準備段階から  
、施工段階、工事の完成検査や仮設工作物の撤去といった後片付け  
段階まで各工程ごとに考慮されるべき事項があり、根拠なく短い工期  
が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられること  
から、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながる  
こととなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念  
される。

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働  
の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が  
魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくこと  
に寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

このため、発注者は、公共工事に従事する者の労働時間その他の  
労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、  
工事の施工に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により  
工事の施工が困難であると見込まれる日数、工事の規模及び難易  
度、地域の実情等を考慮し、適正な工期を設定するものとする。国  
及び地方公共団体等は、公共工事に従事する者の労働時間その他の  
労働条件が適正に確保されるよう、週休2日の確保等を含む適正な  
工期設定を推進するものとする。

また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一  
致しない又は設計図書に示されていない施工条件について予期する  
ことができない特別な状態が生じたにもかかわらず、適切に工期の  
変更等が行われない場合には、公共工事に従事する者の長時間労働  
につながりかねない。このため、発注者は、設計図書に適切に施工  
条件を明示するとともに、契約後に施工条件について予期すること  
ができない特別な状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要  
となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代  
金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行  
うものとする。この場合において、工期が翌年度にわたることにな  
ったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずる

工期に関する基準

385 の必要な措置を適切に講ずるものとする。

386 さらに、急激な物価変動等が生じている場合は、予定価格と実勢  
387 価格の乖離や工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延が生じるお  
388 それが想定されるため、市場における労務及び資材等の最新の実勢  
389 価格を適切に反映させた適正な積算を行うとともに、資機材の納期  
390 を勘案した工期の設定を行うよう努めるものとする。また、契約に  
391 おいて市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負  
392 代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定め（いわゆるス  
393 ライド条項）を設け、その運用基準をあらかじめ策定するとともに  
394 、価格の変動が生じた場合は、適切に請負代金の額の変更を行うも  
395 のとする。この場合において、急激な物価変動等による請負代金の  
396 額又は工期の変更について、受注者から協議の申出があったときは  
397 、誠実に協議に応じるものとする。

398  
399 2 受注者等の責務に関する事項

400  
401 法第8条において、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、  
402 公共工事を適正に実施するとともに、元請業者のみならず全ての下  
403 請業者を含む公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは  
404 、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、  
405 休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備さ  
406 れるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反  
407 映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結  
408 するものとされている。このため、公共工事を実施する者は、例え  
409 ば、下請契約において最新の法定福利費を内訳明示した見積書を活  
410 用し、これを尊重すること、請負契約において法定福利費の請負代  
411 金内訳書を活用し、法定福利費が的確に反映されていることを明確  
412 にすること、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳と  
413 して明示するための標準見積書を活用すること等により、下請契約  
414 が適正な請負代金で締結されるようにするとともに、工期に関する  
415 基準に基づき、見積りを尊重して、時間外労働規制の遵守、週休2  
416 日の確保等を含む適正な工期による下請契約を締結するものとする  
417 。また、元請業者は、下請業者が建設業法等に違反しないよう指導  
418 に努めるとともに、下請契約の関係者保護に配慮するものとする。  
419 加えて、災害協定に基づき災害応急対策工事等を実施する元請業者

ものとする。

2 受注者等の責務に関する事項

法第8条において、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、  
公共工事を適正に実施するとともに、元請業者のみならず全ての下  
請業者を含む公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは  
、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間そ  
の他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよ  
う、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した  
適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結するも  
のとされている。このため、公共工事を実施する者は、例えば、下  
請契約において最新の法定福利費を内訳明示した見積書を活用し、  
これを尊重すること、請負契約において法定福利費の請負代金内訳  
書を活用し、法定福利費が的確に反映されていることを明確にする  
こと等により、下請契約が適正な請負代金で締結されるようにする  
ものとする。また、元請業者は、下請業者が建設業法等に違反しな  
いよう指導に努めるとともに、下請契約の関係者保護に配慮するも  
のとする。国は、受注者におけるこれらの取組が適切に行われるよ  
う、元請業者と下請業者の契約適正化のための指導、技能労働者の  
適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底の要請、週休2  
日の確保等を含む適正な工期設定の推進等必要な措置を講ずるもの  
とする。さらに、国は、元請業者のみならず全ての下請業者を含む

第7条第1項第13号

入契法第13条第2項

第8条第2項

工期に関する基準

第8条第5項

420 は、災害協定に基づく災害応急対策工事等に係る保険契約の締結に  
421 努めるものとする。国は、受注者におけるこれらの取組が適切に行  
422 われるよう、元請業者と下請業者の契約適正化のための指導、技能  
423 労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底の要請  
424 、時間外労働規制の遵守、週休2日の確保等を含む適正な工期設定  
425 の推進等必要な措置を講ずるものとする。さらに、国は、元請業者  
426 のみならず全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して、  
427 労務費、法定福利費等が適切に支払われるよう、また、適正な工期  
428 が設定されるようその実態把握に努めるとともに、法令に違反して  
429 社会保険等に参加せず、法定福利費を負担していない建設業者が競  
430 争上有利となるような事態を避けるため、法定福利費を内訳明示し  
431 た見積書や請負代金内訳書の活用促進を図るなど発注者と連携して  
432 、このような建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への  
433 指導を徹底するものとする。

434 また、受注者（受注者となろうとする者を含む。この段落におい  
435 て同じ。）は、契約された又は将来施工されることとなる公共工事  
436 の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資  
437 材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報  
438 通信技術を活用した公共工事の施工及び現場管理の効率化（データ  
439 の適切な引継ぎ及び効果的な活用を含む。）等による生産性の向上  
440 並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃  
441 金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境  
442 の改善に努めることとされている。さらに、その使用する者の有す  
443 る能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多  
444 様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する  
445 職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管  
446 理の改善に努めることとされている。国及び地方公共団体等は、建  
447 設現場における生産性の向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ  
448 、情報通信技術や三次元データの活用、新技術、新材料又は新工法  
449 の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体、中小企業、小  
450 規模事業者を始めとした多くの企業等においても普及・活用される  
451 よう支援するものとする。受注者は、建設業法第25条の28第3  
452 項に基づく情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保す  
453 るための基本的な指針を踏まえ、情報通信技術の活用等に努めるも  
454 のとする。発注者は、同指針を踏まえた情報通信技術の活用等が適

公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支  
払われるようその実態把握に努めるとともに、法令に違反して社会  
保険等に参加せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争上  
有利となるような事態を避けるため、法定福利費を内訳明示した見  
積書や請負代金内訳書の活用促進を図るなど発注者と連携して、こ  
のような建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指導  
を徹底するものとする。

また、受注者（受注者となろうとする者を含む。この段落におい  
て同じ。）は、契約された又は将来施工されることとなる公共工事  
の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活  
用した公共工事の施工の効率化等による生産性の向上並びに技術者  
、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金、労働時間  
その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること  
とされている。国及び地方公共団体等は、建設現場における生産性  
の向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次  
元データの活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進すると  
ともに、国は、地方公共団体、中小企業、小規模事業者を始めとし  
た多くの企業等においても普及・活用されるよう支援するものとし  
る。加えて、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施  
工を確保するためには、公共工事における請負契約（下請契約を含  
む。）の当事者が法第3条の基本理念にのっとり、公共工事に従事  
する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働  
環境の適正な整備に配慮することが求められる。そのため、特に技  
能労働者の労働環境の適正な整備に当たって受注者は、「建設キャ  
リアアップシステム（CCUS）」について、活用促進に向けた発  
注者の取組とも連携しつつ、下請業者に対し、その利用を促進する  
こと等により、個々の技能労働者が有する技能や経験に応じた適正  
な評価や処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるものとする

第8条第3項

入契法第16条  
第3条第13項

第8条第3項  
第8条第4項

建設業法第25条の28

入契法第17条第2項

455 確に行われるよう、受注者に対し必要な助言等を行うよう努めるも  
456 のとする。加えて、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適  
457 正な施工を確保するためには、公共工事における請負契約（下請契  
458 約を含む。）の当事者が法第3条の基本理念にのっとり、公共工事  
459 に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生  
460 その他の労働環境の適正な整備に配慮することが求められる。「建  
461 設キャリアアップシステム（CCUS）」は、技能労働者が有する  
462 資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働  
463 者がその技能と経験に応じた適正な評価と給与の引上げなどの適切  
464 な処遇が受けられ、さらに、若い世代にキャリアパスや処遇の見通  
465 しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的とするもの  
466 である。そのため、特に技能労働者の労働環境の適正な整備に当た  
467 って受注者は、「建設キャリアアップシステム」について、活用促  
468 進に向けた発注者の取組とも連携しつつ、技能労働者が現場で「建  
469 設キャリアアップシステム」を利用できるよう必要な環境を整備す  
470 るとともに、下請業者に対し、その利用を促進すること等により、  
471 個々の技能労働者が有する技能や経験に応じた適正な評価や処遇を  
472 受けられるよう労働環境の改善に努めるものとする。また、受注者  
473 は、建退共制度について、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担  
474 の軽減等を図るため、電子申請方式を積極的に活用するとともに、  
475 「建設キャリアアップシステム」の現場就業履歴を活用した就労実  
476 績報告等の実施に努めるものとする。加えて、受注者は、外国人、  
477 女性や若者をはじめとする多様な人材がその有する能力を発揮でき  
478 るよう、現場環境を整備するなど雇用管理の改善に努めるものとし  
479 る。

国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促  
進するため、「建設キャリアアップシステム」の利用環境の充実・  
向上に努めるなど技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇につ  
ながるような労働環境の改善を推進するとともに、関係省庁が連携  
して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を  
含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業  
教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環  
境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

**【11 品質確保のための基盤整備（1）公共工事の品質確保の担  
い手の中長期的な育成及び確保等へ移動】**

第8条第3項

建設業法第25条の27及び  
第25条の28

第8条第4項

490  
491 3 技術的能力の審査の実施に関する事項  
492

493 競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工  
494 事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審  
495 査を行う。

496 技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査  
497 (以下「資格審査」という。)及び個別の工事に際しての競争参加  
498 者の技術審査(以下「技術審査」という。)として実施される。資  
499 格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力  
500 の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するそ  
501 の実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

502  
503 (1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

504 資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発  
505 注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設  
506 けることができることとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事  
507 実績、工事の施工状況の評価(以下「工事成績評定」という。)の  
508 結果(以下「工事成績評定結果」という。)、建設業法(昭和24  
509 年法律第100号)第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大  
510 臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする  
511 。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目  
512 を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、  
513 競争性の低下につながることはないよう留意するものとする。

514  
515 (2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査

516 技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者  
517 (以下「配置予定技術者」という。)の同種・類似工事の経験、配  
518 置予定技術者の有する資格、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、  
519 必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、  
520 不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うもの  
521 とする。この場合において、競争参加者の選定に当たっては  
522 、地域における公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び  
523 確保の観点から、適切に地域の実情を踏まえるものとする。

524 同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようと

3 技術的能力の審査の実施に関する事項

競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工  
事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審  
査を行う。

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査  
(以下「資格審査」という。)及び個別の工事に際しての競争参加  
者の技術審査(以下「技術審査」という。)として実施される。資  
格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力  
の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するそ  
の実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発  
注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設  
けることができることとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事  
実績、工事の施工状況の評価(以下「工事成績評定」という。)の  
結果(以下「工事成績評定結果」という。)、建設業法(昭和24  
年法律第100号)第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大  
臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする  
。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目  
を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、  
競争性の低下につながることはないよう留意するものとする。

(2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査

技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者  
(以下「配置予定技術者」という。)の同種・類似工事の経験、配  
置予定技術者の有する資格、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、  
必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、  
不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うもの  
とする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようと

第7条第1項第7号

525 する工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の  
526 自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すも  
527 のとする。なお、工事の性格等に応じ、競争性の確保及び若年の技  
528 術者の配置にも留意するものとする。

529 また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実  
530 績として提出された工事成績評価結果を確認することが重要であり  
531 、工事成績評価結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には  
532 競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認め  
533 ないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、  
534 建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

### 535 (3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

536 将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者（競争に参加  
537 しようとする者を含む。以下同じ。）が現時点で技術的能力を有し  
538 ていることに加え、中長期的な技術的能力を確保していることが必  
539 要である。そのためには、競争参加者における中長期的な技術的能力  
540 確保のための取組状況等に関する事項について、入札及び契約に  
541 おける手続の各段階において、各段階における審査又は評価の趣旨  
542 を踏まえ、発注に係る公共工事の性格や地域の実情等に応じ、審査  
543 し、又は評価するように努めるものとする。当該審査又は評価の項  
544 目としては、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建  
545 設機械の保有状況、災害協定の締結等の災害時の工事実施体制の確  
546 保状況等が挙げられるが、発注者は、発注する公共工事の性格、地  
547 域の実情等に応じて適切に項目を設定するものとする。また、発注  
548 者は、地域の中小企業・小規模事業者の技術習得に資するよう、発  
549 注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、技術力を有する  
550 企業と地域の中小企業・小規模事業者との連携及び技術的な協力等  
551 を図るために必要な措置を講ずるものとする。

### 552 4 多様な入札及び契約の方法

553  
554 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に  
555 係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、以下に定める方式その  
556 他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合  
557 わせによることができる。

する工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の  
自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すも  
のとする。なお、工事の性格等に応じ、競争性の確保及び若年の技  
術者の配置にも留意するものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実  
績として提出された工事成績評価結果を確認することが重要であり  
、工事成績評価結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には  
競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認め  
ないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、  
建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

### (3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者（競争に参加  
しようとする者を含む。以下同じ。）が現時点で技術的能力を有し  
ていることに加え、中長期的な技術的能力を確保していることが必  
要である。そのためには、競争参加者における中長期的な技術的能力  
確保のための取組状況等に関する事項について、入札及び契約に  
おける手続の各段階において、各段階における審査又は評価の趣旨  
を踏まえ、発注に係る公共工事の性格や地域の実情等に応じ、審査  
し、又は評価するように努めるものとする。当該審査又は評価の項  
目としては、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建  
設機械の保有状況、災害協定の締結等の災害時の工事実施体制の確  
保状況等が挙げられるが、発注者は、発注する公共工事の性格、地  
域の実情等に応じて適切に項目を設定するものとする。

### 4 多様な入札及び契約の方法

発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に  
係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、以下に定める方式その  
他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合  
わせによることができる。

第7条第1項第8号

560 なお、多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合など  
561 の弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとと  
562 もに、入札及び契約の手続における透明性、公正性、必要かつ十分  
563 な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

#### 564 (1) 競争参加者の技術提案を求める方式

##### 565 ①技術提案の求め方

566 発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容  
567 に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう  
568 努めるものとする。

569 この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものでは  
570 なく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術  
571 審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、  
572 品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うなど、発注者  
573 は、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮するものとする。

574 また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や  
575 構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、  
576 例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、  
577 工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に  
578 努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的  
579 物的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期  
580 の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易  
581 さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコスト  
582 といった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努める  
583 ものとする。

##### 584 ②技術提案の適切な審査・評価

585 一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、  
586 施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配  
587 慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事  
588 目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度  
589 や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、  
590 競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者  
591 の同種・類似工事の経験、配置予定技術者の有する資格、防災活動

560 なお、多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合など  
561 の弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとと  
562 もに、入札及び契約の手続における透明性、公正性、必要かつ十分  
563 な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

#### 564 (1) 競争参加者の技術提案を求める方式

##### 565 ①技術提案の求め方

566 発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容  
567 に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう  
568 努めるものとする。

569 この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものでは  
570 なく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術  
571 審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、  
572 品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うなど、発注者  
573 は、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮するものとする。

574 また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や  
575 構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、  
576 例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、  
577 工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に  
578 努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的  
579 物的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期  
580 の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易  
581 さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコスト  
582 といった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努める  
583 ものとする。

##### 584 ②技術提案の適切な審査・評価

585 一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、  
586 施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配  
587 慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事  
588 目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度  
589 や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、  
590 競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者  
591 の同種・類似工事の経験、配置予定技術者の有する資格、防災活動

595 への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに  
596 評価を行うことも考えられる。

597 また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現する  
598 ための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術  
599 提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評  
600 価を行うものとする。

601 技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目  
602 的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価  
603 基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

604 なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応  
605 じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格  
606 評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、  
607 品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

608 各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の  
609 決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない  
610 。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であ  
611 ることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのない  
612 ようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採  
613 用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。  
614 その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い  
615 、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には  
616 、以後の公共工事の計画、調査等、施工及び管理の各段階に反映さ  
617 せ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

618 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確  
619 実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用  
620 せず、提案した者を落札者とししないことができる。

621 また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に  
622 評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という  
623 。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提  
624 案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明ら  
625 かにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できな  
626 かった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

## 627 (2) 段階的選抜方式

628 競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細  
629

への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに  
評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現する  
ための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術  
提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評  
価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目  
的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価  
基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応  
じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格  
評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、  
品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の  
決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない  
。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であ  
ることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのない  
ようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採  
用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。  
その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い  
、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には  
、以後の公共工事の計画、調査等、施工及び管理の各段階に反映さ  
せ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確  
実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用  
せず、提案した者を落札者とししないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に  
評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という  
。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提  
案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明ら  
かにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できな  
かった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

## (2) 段階的選抜方式

競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細

630 な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が  
631 大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込ま  
632 れるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能  
633 力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者  
634 を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる  
635 。

636 なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札  
637 方式における過程の中で行うことができる。

638 加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者  
639 の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意  
640 的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基  
641 準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について  
642 十分な配慮を行うものとする。

#### 643 (3) 技術提案の改善

644 発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた  
645 技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案  
646 の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を  
647 提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性  
648 の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速  
649 やかに公表するものとする。

650  
651 なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした  
652 者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特  
653 定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

#### 654 (4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交 655 渉方式）

656 技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において  
657 、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術  
658 提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法  
659 、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約すること  
660 ができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉  
661 の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

#### 662 (5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が  
大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込ま  
れるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能  
力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者  
を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる  
。

なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札  
方式における過程の中で行うことができる。

加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者  
の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意  
的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基  
準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について  
十分な配慮を行うものとする。

#### (3) 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた  
技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案  
の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を  
提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性  
の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速  
やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした  
者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特  
定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

#### (4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交 渉方式）

技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において  
、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術  
提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法  
、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約すること  
ができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉  
の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

#### (5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

665 競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び  
666 特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求  
667 めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費  
668 用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定  
669 価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当  
670 たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取  
671 するものとする。

672  
673 (6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式等

674 災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効  
675 率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めると  
676 きは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一  
677 の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する  
678 方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業  
679 の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協  
680 同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協  
681 業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結  
682 成される建設共同企業体をいう。）が競争に参加することができる  
683 こととする方式などを活用することとする。また、発注者は、災害  
684 時における対応においては、発注又は契約の相手方の選定に関し、  
685 復旧・復興建設工事共同企業体の活用にも努めることとする。

686  
687 (7) 競争が存在しないことの確認による方式

688 発注者は、公共工事に必要な技術、設備又は体制等からみて、当  
689 該地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、過  
690 去に発注した同一の内容の工事について特定の一人を除いて競争参  
691 加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存  
692 在しない状況が継続すると見込まれるときは、参加者確認型随意契  
693 約方式（必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込  
694 まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在し  
695 ないことを確認したときに、随意契約による方式をいう。）を活用  
696 することができるものとする。なお、本方式の実施に当たって、公  
697 募の結果、他の者から応募があった場合は、改めて一般競争に付す  
698 等、適切な入札及び契約の方法を選択し、落札者を決定するものと  
699 する。

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び  
特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求  
めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費  
用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定  
価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当  
たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取  
するものとする。

(6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効  
率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めると  
きは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一  
の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する  
方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業  
の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協  
同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協  
業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結  
成される建設共同企業体をいう。）が競争に参加することができる  
こととする方式などを活用することとする。

(新設)

第7条第1項第9号

第21条

700  
701 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項  
702

703 技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中  
704 立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国に  
705 においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する  
706 評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をする  
707 ことができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工  
708 事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。ま  
709 た、技術提案・交渉方式の実施方針を定めようとするとき及び技術  
710 提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときは、学識経験者  
711 の意見を聴くものとする。

712 また、地方公共団体においては、落札者決定基準を定めようとする  
713 ときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴くこと等が地方自治法  
714 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定され  
715 ているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、  
716 都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審  
717 査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど  
718 運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発  
719 注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者  
720 等も含まれる。技術提案・交渉方式を行おうとするとき及び技術提  
721 案・交渉方式における技術提案の審査を行うときも同様に学識経験  
722 者の意見を聴くなどにより中立かつ公平な審査・評価を確保するも  
723 のとする。

724 また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者が  
725 その苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服があ  
726 る場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する  
727 仕組みを整備するものとする。

728 さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明  
729 性を確保する観点から、落札結果については、契約締結後速やかに  
730 公表するものとする。また、総合評価落札方式を採用した場合には  
731 技術提案の評価結果を、技術提案・交渉方式を採用した場合には技  
732 術提案の審査の結果及びその過程の概要並びに交渉の過程の概要を  
733 、契約締結後速やかに公表するものとする。  
734

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中  
立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国に  
においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する  
評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をする  
ことができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工  
事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。ま  
た、技術提案・交渉方式の実施方針を定めようとするとき及び技術  
提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときは、学識経験者  
の意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、落札者決定基準を定めようとする  
ときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴くこと等が地方自治法  
施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定され  
ているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、  
都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審  
査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど  
運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発  
注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者  
等も含まれる。技術提案・交渉方式を行おうとするとき及び技術提  
案・交渉方式における技術提案の審査を行うときも同様に学識経験  
者の意見を聴くなどにより中立かつ公平な審査・評価を確保するも  
のとする。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者が  
その苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服があ  
る場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する  
仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明  
性を確保する観点から、落札結果については、契約締結後速やかに  
公表するものとする。また、総合評価落札方式を採用した場合には  
技術提案の評価結果を、技術提案・交渉方式を採用した場合には技  
術提案の審査の結果及びその過程の概要並びに交渉の過程の概要を  
、契約締結後速やかに公表するものとする。

6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

なお、工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、映像など情報通信技術の積極的な活用を図るとともに、必要に応じて、第三者による品質証明制度やISO9001認証を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。国及び地方公共団体等は、工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっても、生産性の向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次元データの活用、新技術の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体や中小企業・小規模事業者を始めとした多くの企業等においても普及・活用されるよう支援するものとする。

また、工事の性格等を踏まえ、工事目的物の供用後の性能等について、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において、施工状況の確認及び評価を実施するよう努めるものとする。

6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

なお、工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、映像など情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、第三者による品質証明制度やISO9001認証を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。国及び地方公共団体等は、工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっても、生産性の向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次元データの活用、新技術の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体や中小企業・小規模事業者を始めとした多くの企業等においても普及・活用されるよう支援するものとする。

また、工事の性格等を踏まえ、工事目的物の供用後の性能等について、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において、施工状況の確認及び評価を実施するよう努めるものとする。

第7条第1項第14号

770 7 発注関係事務の環境整備に関する事項

771

772 各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督  
773 ・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準  
774 的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成し、発注者間で共有  
775 するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係  
776 事務の環境整備に努めるものとする。

777 なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する  
778 基準や要領の整備に努めるとともに、必要に応じ、発注者間でこれ  
779 らの標準化を進めるものとする。この際、これらを整備することが  
780 困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて  
781 支援を行うよう努めるものとする。

782 また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ  
783 効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工  
784 事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用する  
785 ことが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、  
786 工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとし  
787 て相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データ  
788 ベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの  
789 共有化を進めるものとする。

790 さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間から  
791 からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等へ  
792 の活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫  
793 を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注  
794 仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。加えて、各発注  
795 者は、公共工事に係る手続きや書類の簡素化を推進するとともに、  
796 それらの電子化を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス  
797 化による事務の簡素化を図るため、電子入札システムや電子契約シ  
798 ステム、ASP等の情報共有システムなどの必要なシステムの導入  
799 及び活用、施工体制台帳の写しの提出の求めに代えた「建設キャリ  
800 アアップシステム」等のシステムの活用による施工体制の確認等に  
801 努めるものとする。

802

803 8 調査等の品質確保に関する事項

804

7 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督  
・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準  
的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成し、発注者間で共有  
するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係  
事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する  
基準や要領の整備に努めるとともに、必要に応じ、発注者間でこれ  
らの標準化を進めるものとする。この際、これらを整備することが  
困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて  
支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ  
効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工  
事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用する  
ことが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、  
工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとし  
て相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データ  
ベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの  
共有化を進めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間から  
からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等へ  
の活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫  
を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注  
仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

第7条第4項

入契法  
第15条第2項

8 調査等の品質確保に関する事項

805 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の品  
806 質確保が重要な役割を果たしており、その成果は、建設段階及び維  
807 持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への  
808 影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響  
809 することとなる。

810 このような観点から、公共工事に関する調査等についても、公共  
811 工事と同様に、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確  
812 保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、国及び地方公  
813 共団体並びに公共工事に関する調査等の発注者及び受注者がそれぞ  
814 れ下記の役割を果たさなければならない。

815  
816 (1) 調査等における発注関係事務の適切な実施

817 公共工事に関する調査等の発注者は、法第3条の基本理念にのっ  
818 たり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配  
819 慮しつつ、有資格業者名簿の作成、仕様書、設計書等の契約図書の  
820 作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方  
821 の決定、調査等の実施中及び完了時の調査等の状況の確認及び評価  
822 その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。また、国  
823 及び地方公共団体等は、公共工事に関する調査等においても、予定  
824 価格の適正な設定、災害時の緊急対応の推進、ダンピング受注の防  
825 止、調査等の実施の時期の平準化、適正な履行期の設定、地域の実  
826 情を踏まえた競争参加資格、規模等の設定等に留意した発注がなさ  
827 れるよう必要な措置を講ずるものとする。

828  
829 ① 予定価格の適正な設定

830 公共工事に関する調査等を実施する者が、公共工事の品質確保の  
831 担い手となる人材を中長期的に育成し、確保するための適正な利潤  
832 の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが  
833 不可欠である。このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては  
834 、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成す  
835 るとともに、経済社会情勢の変化により、市場における最新の労務  
836 、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に関する調査等  
837 に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保す  
838 るための保険契約の保険料、災害協定に基づく災害応急対策工事等  
839 に係る保険契約の保険料、調査等の履行期、調査等の実施の実態等

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の品  
質確保が重要な役割を果たしており、その成果は、建設段階及び維  
持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への  
影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響  
することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査等についても、公共  
工事と同様に、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確  
保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、国及び地方公  
共団体並びに公共工事に関する調査等の発注者及び受注者がそれぞ  
れ下記の役割を果たさなければならない。

(1) 調査等における発注関係事務の適切な実施

公共工事に関する調査等の発注者は、法第3条の基本理念にのっ  
たり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配  
慮しつつ、有資格業者名簿の作成、仕様書、設計書等の契約図書の  
作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方  
の決定、調査等の実施中及び完了時の調査等の状況の確認及び評価  
その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。また、国  
及び地方公共団体等は、公共工事に関する調査等においても、予定  
価格の適正な設定、災害時の緊急対応の推進、ダンピング受注の防  
止、調査等の実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等に留意し  
た発注がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

① 予定価格の適正な設定

公共工事に関する調査等を実施する者が、公共工事の品質確保の  
担い手となる人材を中長期的に育成し、確保するための適正な利潤  
の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが  
不可欠である。このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては  
、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成す  
るとともに、経済社会情勢の変化により、市場における最新の労務  
、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に関する調査等  
に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保す  
るための保険契約の保険料、調査等の履行期、調査等の実施の実態  
等を的確に反映した積算を行うものとする。また、この適正な積算

第7条第1項第7号

第7条第1項第1号

840 を的確に反映した積算を行うものとする。また、この適正な積算に  
841 基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、厳  
842 にこれを行わないものとする。

843 予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや  
844 入札に付そうとする調査等と同種、類似の調査等で入札不調・不落  
845 が生じているとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法  
846 によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要  
847 があると認めるときは、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため  
848 、入札参加者から調査等の全部又は一部について見積りを徴収し、  
849 その妥当性を適切に確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うな  
850 どにより適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が  
851 締結できるよう努めるものとする。

852 国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行う  
853 ことができるよう、公共工事に関する調査等に従事する者の賃金に  
854 関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した技術  
855 者単価を適切に設定するものとする。また、国は、公共工事の品質  
856 確保の担い手の中長期的な育成及び確保や市場の実態の的確な反映  
857 の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討  
858 及び必要に応じた見直しを行うものとする。

859 なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映  
860 、公共工事に関する調査等に従事する者の労働環境の改善、公共工  
861 事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための  
862 適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう  
863 留意することが必要である。

## 864 ②災害時の緊急対応の充実強化

866 災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な調査等の実施が  
867 可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる  
868 。また、その上で手続の透明性及び公正性の確保に努めることが必  
869 要である。このため、発注者は、災害時においては、手続の透明性  
870 及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災  
871 害復旧工事に関する調査等にあつては随意契約を、その他の災害復  
872 旧工事に関する調査等にあつては指名競争入札を活用する等、緊急  
873 性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるもの  
874 とする。

に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、  
厳にこれを行わないものとする。

予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや  
入札に付そうとする調査等と同種、類似の調査等で入札不調・不落  
が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な  
予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるとき  
は、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から調  
査等の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に  
確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定  
価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努め  
るものとする。

国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行う  
ことができるよう、公共工事に関する調査等に従事する者の賃金に  
関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した技術  
者単価を適切に設定するものとする。また、国は、公共工事の品質  
確保の担い手の中長期的な育成及び確保や市場の実態の的確な反映  
の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討  
及び必要に応じた見直しを行うものとする。

なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映  
、公共工事に関する調査等に従事する者の労働環境の改善、公共工  
事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための  
適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう  
留意することが必要である。

## ②災害時の緊急対応の充実強化

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な調査等の実施が  
可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる  
。また、その上で手続の透明性及び公正性の確保に努めることが必  
要である。このため、発注者は、災害時においては、手続の透明性  
及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災  
害復旧工事に関する調査等にあつては随意契約を、その他の災害復  
旧工事に関する調査等にあつては指名競争入札を活用する等、緊急  
性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるもの  
とする。

第7条第1項第3号

875 さらに、発注者は、災害応急対策又は災害復旧工事に関する調査  
876 等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、当該調査等を実  
877 施しようとする者等との災害応急対策又は災害復旧工事に関する調  
878 査等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう務め  
879 るとともに、他の発注者と連携を図るよう努めるものとする。加え  
880 て、発注者は、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目  
881 的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者の  
882 活用に努めるものとする。

### 884 ③ダンピング受注の防止

885 ダンピング受注は、調査等の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労  
886 働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の  
887 品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事に関する調  
888 査等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成  
889 ・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある  
890 等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切  
891 に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な  
892 措置を講ずるものとする。

### 894 ④調査等における計画的な発注、実施の時期の平準化

895 公共工事と同様に、公共工事に関する調査等についても、年度初  
896 めに業務量が少なくなる一方、年度末には業務量が集中する傾向に  
897 ある。業務量の偏りが生じることで、繁忙期には、業務量が過大に  
898 なり、公共工事に関する調査等に従事する者において長時間労働や  
899 休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。

900 公共工事に関する調査等の実施の時期の平準化が図られることは  
901 、年間を通した業務量が安定することで公共工事に関する調査等に  
902 従事する者の処遇改善等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保に  
903 つながるものである。

904 このため、発注者は、計画的に発注を行うとともに、履行期が1  
905 年以上の公共工事に関する調査等のみならず履行期が1年に満たない  
906 公共工事に関する調査等についても、繰越明許費や債務負担行為  
907 の活用により翌年度にわたって履行期の設定を行う等の取組を通じて、  
908 実施の時期の平準化を図るものとする。また、受注者側が計画的  
909 に調査等の実施体制を確保することができるよう、地域の実情等

さらに、発注者は、災害応急対策又は災害復旧工事に関する調査  
等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、当該調査等を実  
施しようとする者等との災害応急対策又は災害復旧工事に関する調  
査等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう務め  
るとともに、他の発注者と連携を図るよう努めるものとする。

### ③ダンピング受注の防止

ダンピング受注は、調査等の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労  
働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の  
品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事に関する調  
査等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成  
・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある  
等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切  
に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な  
措置を講ずるものとする。

### ④調査等における計画的な発注、実施の時期の平準化

公共工事と同様に、公共工事に関する調査等についても、年度初  
めに業務量が少なくなる一方、年度末には業務量が集中する傾向に  
ある。業務量の偏りが生じることで、繁忙期には、業務量が過大に  
なり、公共工事に関する調査等に従事する者において長時間労働や  
休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。

公共工事に関する調査等の実施の時期の平準化が図られることは  
、年間を通した業務量が安定することで公共工事に関する調査等に  
従事する者の処遇改善等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保に  
つながるものである。

このため、発注者は、計画的に発注を行うとともに、履行期が1  
年以上の公共工事に関する調査等のみならず履行期が1年に満たない  
公共工事に関する調査等についても、繰越明許費や債務負担行為  
の活用により翌年度にわたって履行期の設定を行う等の取組を通じて、  
実施の時期の平準化を図るものとする。また、受注者側が計画的  
に調査等の実施体制を確保することができるよう、地域の実情等

第7条第6項

910 に応じて、各発注者が連携して公共工事に関する調査等の中長期的  
911 な発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるものとする  
912 。

913 国は、地域における公共工事に関する調査等の実施の時期の平準  
914 化に当たっては、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度に  
915 わたる履行期の設定等の取組について地域の実情等に応じた支援を  
916 行うとともに、好事例の収集・周知、発注者ごとの調査等に関する  
917 実施の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表を行うなど、そ  
918 の取組を強力に支援するものとする。

919 また、地方公共団体は、公共工事に関する調査等の実施の時期の  
920 平準化の推進に向け、入札及び契約担当部局、調査等実施担当部局  
921 、財政担当部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよ  
922 う努めるものとする。

923  
924 ⑤適正な履行期の設定及び適切な設計変更

925 調査等の実施に当たって、根拠なく短い調査等の履行期が設定さ  
926 れると、無理な業務管理や長時間労働を強いられることから、公共  
927 工事に関する調査等に従事する者の疲弊等につながることとなり、  
928 ひいては担い手の確保に支障が生じることが懸念される。

929 このため、発注者は、公共工事に関する調査等に従事する者の労  
930 働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう公共工事に関する  
931 調査等に従事する者の休日、調査等の実施に必要な準備期間、猛暑  
932 日を含む天候その他のやむを得ない事由により調査等の実施が困難  
933 であると見込まれる日数、調査等の規模及び難易度、地域の実情等  
934 を考慮し、適正な調査等の履行期を設定するものとする。国及び地  
935 方公共団体等は、公共工事に関する調査等に従事する者の労働時間  
936 その他の労働条件が適正に確保されるよう、時間外労働規制の遵守  
937 、週休2日の確保等を含む適正な調査等の履行期の設定を推進する  
938 ものとする。

939 また、調査等の実施条件について予期することができない特別な  
940 状態が生じたにもかかわらず、適切な調査等の履行期の変更等が行  
941 われない場合には、公共工事に関する調査等に従事する者の長時間  
942 労働につながりかねない。このため、発注者は、適切に調査等の実  
943 施条件を明示するとともに、契約後に実施条件について予期するこ  
944 とができない状態が生じる等により設計図書の変更等が必要となる

に応じて、各発注者が連携して公共工事に関する調査等の中長期的  
な発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるものとする  
。

国は、地域における公共工事に関する調査等の実施の時期の平準  
化に当たっては、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度に  
わたる履行期の設定等の取組について地域の実情等に応じた支援を  
行うとともに、好事例の収集・周知、発注者ごとの調査等に関する  
実施の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表を行うなど、そ  
の取組を強力に支援するものとする。

⑤適正な履行期の設定及び適切な設計変更

調査等の実施に当たって、根拠なく短い調査等の履行期が設定さ  
れると、無理な業務管理や長時間労働を強いられることから、公共  
工事に関する調査等に従事する者の疲弊等につながることとなり、  
ひいては担い手の確保に支障が生じることが懸念される。

このため、発注者は、公共工事に関する調査等に従事する者の労  
働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう公共工事に関する  
調査等に従事する者の休日、調査等の実施に必要な準備期間、天候  
その他のやむを得ない事由により調査等の実施が困難であると見込  
まれる日数、調査等の規模及び難易度、地域の実情等を考慮し、適  
正な調査等の履行期を設定するものとする。国及び地方公共団体等  
は、公共工事に関する調査等に従事する者の労働時間その他の労働  
条件が適正に確保されるよう、週休2日の確保等を含む適正な調査  
等の履行期の設定を推進するものとする。

また、調査等の実施条件について予期することができない特別な  
状態が生じたにもかかわらず、適切な調査等の履行期の変更等が行  
われない場合には、公共工事に関する調査等に従事する者の長時間  
労働につながりかねない。このため、発注者は、適切に調査等の実  
施条件を明示するとともに、契約後に実施条件について予期するこ  
とができない状態が生じる等により設計図書の変更等が必要となる

第 30 条

945 場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額  
946 又は調査等の履行期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更  
947 を行うものとする。この場合において、履行期が翌年度にわたること  
948 になったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に  
949 講ずるものとする。

950 (2) 調査等における受注者等の責務に関する事項

951 法第8条において、公共工事に関する調査等の受注者は、基本理  
952 念にのっとり、公共工事に関する調査等を適正に実施するとともに  
953 、元請業者のみならず全ての下請業者を含む公共工事に関する調査  
954 等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請業者に使用さ  
955 れる技術者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生  
956 その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取  
957 引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適  
958 正な調査等の履行期を定める下請契約を締結するものとされている  
959 。加えて、災害協定に基づき災害応急対策工事等を実施する元請業  
960 者は、災害協定に基づく災害応急対策工事等に係る保険契約の締結  
961 に努めるものとする。国は、受注者におけるこれらの取組が適切に  
962 行われるよう、時間外労働規制の遵守、週休2日の確保等を含む適  
963 正な履行期の設定の推進等必要な措置を講ずるものとする。

964 また、公共工事に関する調査等の受注者（受注者となろうとする  
965 者を含む。この段落において同じ。）は、契約された又は将来実施  
966 されることとなる公共工事に関する調査等の適正な実施のために必  
967 要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械等を効果的に活  
968 用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事に関  
969 する調査等の効率化（データの適切な引継ぎ及び効果的な活用を  
970 含む。）等による生産性の向上並びに技術者等の育成及び確保とこ  
971 れらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生  
972 その他の労働環境の改善に努めるとともに、その使用する者の有す  
973 る能力に応じた適切な処遇の確保や、外国人等を含む多様な人材が  
974 その有する能力を有効に発揮できるよう、現場環境を整備するなど  
975 雇用管理の改善に努めることとされている。国及び地方公共団体等  
976 は、調査等の現場における生産性の向上を図るため、技術開発の動  
977 向を踏まえ、情報通信技術や三次元データの活用、新技術の導入等  
978 を推進するとともに、国は、地方公共団体や中

場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額  
又は調査等の履行期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更  
を行うものとする。この場合において、履行期が翌年度にわたること  
になったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に  
講ずるものとする。

(2) 調査等における受注者等の責務に関する事項

法第8条において、公共工事に関する調査等の受注者は、基本理  
念にのっとり、公共工事に関する調査等を適正に実施するとともに  
、元請業者のみならず全ての下請業者を含む公共工事に関する調査  
等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請業者に使用さ  
れる技術者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他  
の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格  
、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な調  
査等の履行期を定める下請契約を締結するものとされている。国は  
、受注者におけるこれらの取組が適切に行われるよう、週休2日の  
確保等を含む適正な履行期の設定の推進等必要な措置を講ずるもの  
とする。

第8条第2項

また、公共工事に関する調査等の受注者（受注者となろうとする  
者を含む。この段落において同じ。）は、契約された又は将来実施  
されることとなる公共工事に関する調査等の適正な実施のために必  
要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事に関する  
調査等の効率化等による生産性の向上並びに技術者等の育成及び確  
保とこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生  
その他の労働環境の改善に努めることとされている。国及び地方公  
共団体等は、調査等の現場における生産性の向上を図るため、技術  
開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次元データの活用、新技術  
の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体や中小企業、小  
規模事業者を始めとした多くの企業等においても普及・活用される  
よう支援するものとする。

第8条第3項

第8条第2項

第8条第4項

980 小企業、小規模事業者を始めとした多くの企業等においても普及・  
981 活用されるよう支援するものとする。加えて、公共工事の品質が確  
982 保されるよう調査等の適正な実施を確保するため、受注者は、法第  
983 3条の基本理念にのっとり、公共工事に関する調査等に従事する者  
984 の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働  
985 環境の適正な整備に配慮するものとする。

また、国は、調査等の技術者の育成及び確保を促進するため、就  
職前の学生等が調査等の業務内容に関して正しい知識等を得られる  
よう学校におけるキャリア教育・職業教育への調査等を実施する者  
の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること  
等必要な措置を講ずるものとする。

**【11 品質確保のための基盤整備（1）公共工事の品質確保の担**  
**い手の中長期的な育成及び確保等へ移動】**

994 (3) 調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性格等  
995 に応じた入札及び契約の方法等

996 調査等の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力の審査や中  
997 長期的な技術的能力の確保に関する審査の実施により、その品質を  
998 確保する必要がある。また、発注者は、調査等の内容に照らして技  
999 術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提  
1000 案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう  
1001 にすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査等は、  
1002 公共工事の目的や個々の調査等の特性に応じて評価の特性も異なる  
1003 ことから、求める品質の確保が可能となるよう、調査等の性格、地  
1004 域の実情等に応じ、適切な入札及び契約の方式を採用するものとし  
1005 ずる。

1006 なお、調査等における入札及び契約の方法の導入に当たっては、  
1007 談合などの弊害が生ずることのないよう、その防止について十分配  
1008 慮するとともに、入札及び契約の手續における透明性、公正性、必  
1009 要かつ十分な競争性を確保するなどの必要な措置を講ずるものとし  
1010 ずる。

1011 また、調査等は、その成果が、調査等を実施する者の能力に影響  
1012 される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や  
1013 技術提案の審査・評価に際して、当該調査等に配置が予定される技  
1014 術者の経験又は有する資格、その成績評定結果を適切に審査・評価

(3) 調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性格等  
に  
応じた入札及び契約の方法等

調査等の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力の審査や中  
長期的な技術的能力の確保に関する審査の実施により、その品質を  
確保する必要がある。また、発注者は、調査等の内容に照らして技  
術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提  
案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう  
にすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査等は、  
公共工事の目的や個々の調査等の特性に応じて評価の特性も異なる  
ことから、求める品質の確保が可能となるよう、調査等の性格、地  
域の実情等に応じ、適切な入札及び契約の方式を採用するものとし  
ずる。

なお、調査等における入札及び契約の方法の導入に当たっては、  
談合などの弊害が生ずることのないよう、その防止について十分配  
慮するとともに、入札及び契約の手續における透明性、公正性、必  
要かつ十分な競争性を確保するなどの必要な措置を講ずるものとし  
ずる。

また、調査等は、その成果が、調査等を実施する者の能力に影響  
される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や  
技術提案の審査・評価に際して、当該調査等に配置が予定される技  
術者の経験又は有する資格、その成績評定結果を適切に審査・評価

1015 することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を  
1016 有していることにも留意するものとする。このため、国は、配置が  
1017 予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価さ  
1018 れ、十分活用されるよう、調査等の担い手の中長期的な育成及び確  
1019 保に留意して、これらに係る資格等の評価及び資格等に係る制度の  
1020 運用の在り方等について検討を進め、必要な措置を講ずるものとし  
1021 てる。

1022 なお、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容  
1023 に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者  
1024 の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないように  
1025 すること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

1026 当該調査等の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い  
1027 場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争  
1028 に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当  
1029 する予定の技術者の能力等を適切に審査するものとする。

1030 内容が技術的に高度である調査等又は専門的な技術が要求される  
1031 調査等であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方  
1032 が優れた成果を期待できる場合等においては、プロポーザル方式を  
1033 採用するよう努めるとともに、競争に付する場合と同様に技術提案  
1034 の審査・評価を適切に行い、また、その審査・評価について説明責  
1035 任を有していることにも留意するものとする。

1036 調査等に必要な技術、設備又は体制等からみて、当該地域におい  
1037 て受注者となろうとする者が極めて限られており、過去に発注した  
1038 同一の内容の調査等について特定の一者を除いて競争参加者がいな  
1039 い状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状  
1040 況が継続すると見込まれるときは、参加者確認型随意契約方式を活  
1041 用することができるものとする。なお、本方式の実施に当たって、  
1042 公募の結果、他の者から応募があった場合は、改めて一般競争に付  
1043 す等、適切な入札及び契約の方法を選択し、落札者を決定するもの  
1044 とする。

1045 発注者は、調査等の適正な履行を確保するため、発注者として行  
1046 う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行う  
1047 とともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評  
1048 定を行うものとする。その際、映像や三次元データなど情報通信技  
1049 術の活用を図るとともに、必要に応じて専門的な知識や技術を有す

することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を  
有していることにも留意するものとする。このため、国は、配置が  
予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価さ  
れ、十分活用されるよう、これらに係る資格等の評価について検討  
を進め、必要な措置を講ずるものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容  
に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者  
の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないように  
すること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査等の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い  
場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争  
に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当  
する予定の技術者の能力等を適切に審査するものとする。

内容が技術的に高度である調査等又は専門的な技術が要求される  
調査等であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方  
が優れた成果を期待できる場合等においては、プロポーザル方式を  
採用するよう努めるとともに、競争に付する場合と同様に技術提案  
の審査・評価を適切に行い、また、その審査・評価について説明責  
任を有していることにも留意するものとする。

発注者は、調査等の適正な履行を確保するため、発注者として行  
う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行う  
とともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評  
定を行うものとする。その際、映像や三次元データなど情報通信技  
術の活用を図るとともに、必要に応じて専門的な知識や技術を有す

第 32 条

第 21 条

1050 る第三者による調査等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。成績評定の結果は、業務を  
1051 遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果た  
1052 すことから、国と地方公共団体との連携により、調査等の特性を考  
1053 慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるとともに、発注者は  
1054 、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活  
1055 用するよう努めるものとする。また、調査等の成果は、公共工事の  
1056 品質確保のため、適切に保存するよう努めるものとする。

1058 なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果について  
1059 は、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにする  
1060 とともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合  
1061 の措置について契約上取り決めておくものとする。

1062 加えて、各発注者は、調査等に係る手続きや書類の簡素化を推進  
1063 するとともに、それらの電子化を推進し、各種情報の効率的な交換  
1064 やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため、電子入札システ  
1065 ムや電子契約システム、ASP等の情報共有システムなどの必要な  
1066 システムの導入及び活用等に努めるものとする。

## 1068 9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

### 1070 (1) 国・都道府県による支援

1071 各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査  
1072 、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施す  
1073 ることができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事  
1074 等の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査が  
1075 できないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合  
1076 においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することが  
1077 できる者の活用や発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行  
1078 う能力を有する者の活用（CM（コンストラクション・マネジメン  
1079 ト）方式等の活用）に努めるものとする。

1080 このような発注者に対して、国及び都道府県は、地方公共団体に  
1081 において次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

1082 イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するた  
1083 め、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入  
1084 れを行う。

る第三者による調査等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。成績評定の結果は、業務を  
遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果た  
すことから、国と地方公共団体との連携により、調査等の特性を考  
慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるとともに、発注者は  
、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活  
用するよう努めるものとする。また、調査等の成果は、公共工事の  
品質確保のため、適切に保存するよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果について  
は、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにする  
とともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合  
の措置について契約上取り決めておくものとする。

## 9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

### (1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査  
、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施す  
ることができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事  
等の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査が  
できないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合  
においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することが  
できる者の活用や発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行  
う能力を有する者の活用（CM（コンストラクション・マネジメン  
ト）方式等の活用）に努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は、地方公共団体に  
において次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するた  
め、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入  
れを行う。

第7条第4項

1085 ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘  
1086 案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。  
1087 ハ 発注関係事務を適切に実施することができる者及び発注関係事  
1088 務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用を  
1089 促進するため、発注者による発注関係事務や当該事務に関する助  
1090 言その他の援助を公正に行うことができる条件を備えた者の適切  
1091 な評価及び選定に関して協力するとともに、発注者間での連携体  
1092 制を整備する。  
1093 ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提  
1094 供等を行う。

1095 (2) 国・都道府県以外の者の活用

1096 国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を  
1097 行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関  
1098 係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関  
1099 係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること  
1100 等が必要である。

1101 このため、国・都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関  
1102 係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施  
1103 することができる知識・経験を有している者を適切に評価すること  
1104 により、公共工事等を発注する地方公共団体等が発注関係事務の全  
1105 部又は一部を行うことができる者の選定を支援するものとする。

1106 10 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

1107 各地で頻発する自然災害や老朽化に的確に対応し国民の安全・安  
1108 心を確認するとともに、公共工事の目的物の中長期的な維持管理等  
1109 を含めたトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、公  
1110 共工事の品質確保に当たっては、公共工事の目的物に対する点検、  
1111 診断、維持、修繕等の維持管理を適切に実施することが重要である  
1112 。

1113 このため、国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的  
1114 物の維持管理を行う場合は、当該目的物が備えるべき品質が将来に  
1115 わたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確  
1116 保並びに生産性の向上に配慮しつつ、三次元データを含む情報通信

1085 ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘  
1086 案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。  
1087 ハ 発注関係事務を適切に実施することができる者及び発注関係事  
1088 務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用を  
1089 促進するため、発注者による発注関係事務や当該事務に関する助  
1090 言その他の援助を公正に行うことができる条件を備えた者の適切  
1091 な評価及び選定に関して協力するとともに、発注者間での連携体  
1092 制を整備する。  
1093 ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提  
1094 供等を行う。

1095 (2) 国・都道府県以外の者の活用

1096 国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を  
1097 行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関  
1098 係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関  
1099 係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること  
1100 等が必要である。

1101 このため、国・都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関  
1102 係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施  
1103 することができる知識・経験を有している者を適切に評価すること  
1104 により、公共工事等を発注する地方公共団体等が発注関係事務の全  
1105 部又は一部を行うことができる者の選定を支援するものとする。

1106 10 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

1107 各地で頻発する自然災害や老朽化に的確に対応し国民の安全・安  
1108 心を確認するとともに、公共工事の目的物の中長期的な維持管理等  
1109 を含めたトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、公  
1110 共工事の品質確保に当たっては、公共工事の目的物に対する点検、  
1111 診断、維持、修繕等の維持管理を適切に実施することが重要である  
1112 。

1113 このため、国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的  
1114 物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよ  
1115 う、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当  
1116 該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよ

第7条第7項

1120 技術の活用（データの適切な引継ぎ及び効果的な活用を含む。）等  
1121 により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を  
1122 実施するよう努めるものとする。なお、当該目的物の維持管理に関  
1123 し、他の法令等で規定があるものについては、その規定に従って適  
1124 切に維持管理を実施するものとする。また、当該目的物の維持管理  
1125 を広域的又は包括的に行うときは、発注者間の連携や、地域におけ  
1126 る社会資本の維持管理に資する方式の活用等の必要な連携体制の構  
1127 築に努めるものとする。加えて、公共工事の目的物の維持管理とし  
1128 て行われる除雪事業では、気象の状況により事前の待機が必要とな  
1129 る場合があるほか、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変  
1130 動する特性があることから、持続的な除雪体制を確保するため、待  
1131 機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に  
1132 係る経費の精算においてその実施に要する経費を適切に計上するよ  
1133 う努めるものとする。

1134  
1135 11 品質確保のための基盤整備

1136  
1137 （１）公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保等  
1138 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的  
1139 な育成及び確保のため、教育訓練機能の充実強化に資するよう、工  
1140 事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための  
1141 職業訓練を実施する者に対する支援等の必要な措置を講ずるものと  
1142 する。また、子供たちが工事等の業務内容に関して正しい知識等を  
1143 得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の  
1144 協力を促進するなど、工業高校等と建設業者及び建設業界団体との  
1145 連携を図ること等の必要な措置を講ずるものとする。さらに、建設  
1146 現場における快適トイレの活用推進を含む働きやすい現場環境の整  
1147 備など、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保等に  
1148 必要な環境の整備の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

1149  
1150 加えて、建設産業に対するイメージアップや、新規入職が期待さ  
1151 れる若者や女性に対し、効果的な情報発信等を行うことが必要であ  
1152 ることから、国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつづ  
1153 、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動  
1154 を含む。）の重要性に関し、国民の関心と理解を深めるため、それ

う努めるものとする。なお、当該目的物の維持管理に関し、他の法  
令等で規定があるものについては、その規定に従って適切に維持管  
理を実施するものとする。

（新設）

（新設）

【参考：旧「２．受注者等の責務に関する事項」】

国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促  
進するため、「建設キャリアアップシステム」の利用環境の充実・  
向上に努めるなど技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇につ  
ながるような労働環境の改善を推進するとともに、関係省庁が連携  
して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を  
含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業  
教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環  
境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

【参考：旧「８ 調査等の品質確保に関する事項 （２）調査等における受注者等の責務に関する事項」】

また、国は、調査等の技術者の育成及び確保を促進するため、就職  
前の学生等が調査等の業務内容に関して正しい知識等を得られるよ  
う学校におけるキャリア教育・職業教育への調査等を実施する者の

第 26 条

第 31 条

<p>1155 <u>らに関する広報活動及び啓発活動の充実等を図るよう努めるものとする。</u></p>	<p>協力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>1156</p> <p>1157 <u>また、国は、公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む</u></p> <p>1158 <u>。）における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促進するため</u></p> <p>1159 <u>、「建設キャリアアップシステム」の利用環境の充実・向上に努め</u></p> <p>1160 <u>るなど技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇につながるよう</u></p> <p>1161 <u>な労働環境の改善を推進するものとするとともに、元請業者のみな</u></p> <p>1162 <u>らず全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して労務費が</u></p> <p>1163 <u>適切に支払われ、また、適正な工期が設定され、かつ、公共工事に</u></p> <p>1164 <u>従事する者に対して適正な額の賃金が支払われ、適切に休日が付与</u></p> <p>1165 <u>されるよう、これらの実態について調査を行い、その結果をとりま</u></p> <p>1166 <u>とめ、公表するとともに、その結果を踏まえて、必要な施策の策定</u></p> <p>1167 <u>及び実施に努めるものとする。</u></p>		<p>第 27 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項</p>
<p>1168</p>		
<p>1169 <u>(2) 技術開発等の推進等</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>1170 <u>国は、公共工事の品質を将来にわたって確保するため、公共工事</u></p> <p>1171 <u>等に関する技術に係る研究機関の機能強化、当該技術の研究開発及</u></p> <p>1172 <u>びその成果の普及等を中長期にわたって安定的に推進するよう、必</u></p> <p>1173 <u>要な措置を講じるよう努めなければならない。また、国は、公共工</u></p> <p>1174 <u>事等に必要高度な技術の研究開発に資するよう、技術提案の審査</u></p> <p>1175 <u>及び価格等の交渉による方式の活用等により、民間事業者等の相互</u></p> <p>1176 <u>の連携を促進するよう努めなければならない。加えて、公共工事等</u></p> <p>1177 <u>に必要な高度な技術の研究開発について民間事業者等に委託等を行</u></p> <p>1178 <u>う場合においては、当該民間事業者等が研究開発の成果を有効に活</u></p> <p>1179 <u>用することができるよう、当該成果に関する特許権等の知的財産権</u></p> <p>1180 <u>を一定の要件のもと当該民間事業者等から譲り受けないことができ</u></p> <p>1181 <u>ることとするなど適切に配慮するよう努めるものとする。</u></p>		<p>第 29 条</p> <p>第 28 条第 1 項及び第 2 項</p>
<p>1182</p>		
<p>1183 <u>12 施策の進め方</u></p>	<p><u>11 施策の進め方</u></p>	
<p>1184</p> <p>1185 基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策の</p> <p>1186 策定及びその実施に当たっては、国及び地方公共団体が相互に緊密</p> <p>1187 な連携を図りながら協力し、法第 3 条の基本理念の実現を図る必要</p> <p>1188 がある。また、その効率的かつ確実な実施のためには、各発注者の</p> <p>1189 体制等に鑑み、これを段階的かつ計画的に着実に推進していくこと</p>	<p>基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策の策定及びその実施に当たっては、国及び地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力し、法第 3 条の基本理念の実現を図る必要がある。また、その効率的かつ確実な実施のためには、各発注者の</p>	

<p>1190 が必要である。<u>加えて、特に地方公共団体においては、公共工事の</u>  1191 <u>品質確保の促進に関する施策の実施に当たって、入札及び契約担当</u>  1192 <u>部局、工事等実施担当部局、財政担当部局その他の関係部局の相互</u>  1193 <u>の緊密な連携を確保することが必要である。</u></p>	<p>体制等に鑑み、これを段階的かつ計画的に着実に推進していくことが必要である。</p>	<p>第 30 条</p>
<p>1194 このため、国は、法第 3 条の基本理念にのっとり、地方公共団体  1195 、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の  1196 運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共  1197 団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発  1198 注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い  1199 、その結果をとりまとめ、公表するものとする。<u>また、国は、発注</u>  1200 <u>者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、当該調査の</u>  1201 <u>結果を踏まえた助言や、地域の実情等に応じた支援等を行うものと</u>  1202 <u>する。</u></p>	<p>このため、国は、法第 3 条の基本理念にのっとり、地方公共団体  、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の  運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共  団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発  注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い  、その結果をとりまとめ、公表するものとする。</p>	<p>第 23 条</p>
<p>1203 各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に  1204 向け、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、  1205 必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、発注者間  1206 の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努  1207 めるものとする。  1208 さらに、社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発  1209 的に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進  1210 するため、国及び地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む体  1211 制の強化を図るものとする。<u>この場合において、国及び都道府県は</u>  1212 <u>、各発注者の体制の整備を支援するため、講習会の開催や、自らが</u>  1213 <u>実施する研修への各発注者の職員の受入れを行うとともに、民間研</u>  1214 <u>修機関の活用を促進などに努めるものとする。</u></p>	<p>各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に  向け、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、  必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、発注者間  の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努  めるものとする。  さらに、社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発  的に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進  するため、国及び地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む体  制の強化を図るものとする。</p>	<p>第 22 条</p>
<p>1215 国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する  1216 施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努める  1217 ものとする。また、地方公共団体において財源や人材に不足が生じ  1218 ないよう、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する  施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努める  ものとする。また、地方公共団体において財源や人材に不足が生じ  ないよう、必要な支援を行うものとする。</p>	